

2021年 6月 1日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

いのちとくらし・平和を守る熊本ネットワーク

共同代表 榎本 光男

藤田 信一

諫早湾潮受け堤防の開門をめぐる差戻審において 福岡高裁が示した和解協議の提案への賛同を求める要請書

貴職におかれては平素から農林水産業の発展と地域経済の振興にご尽力されていることに敬意を表します。

諫早干拓潮受け堤防締め切り後23年が経ちました。その日以来、宝の海・有明海は環境が悪化し、漁業被害は拡大しています。とくにタイラギは佐賀と福岡両県の生息調査で成貝が1個も見つからず、9季連続の休業となりました。1975年度に1700トンを超えた水揚げは、締め切り以降減少し続け、2012年以降はゼロが続いています。

いま漁での生活ができず、漁を辞める漁業者が増え、漁協組織がなくなる可能性が強まっています。ノリも地域差はありますが、全体として被害は拡大し、ノリの質が年々悪くなっています。有明海沿岸の漁民にとって、一日も早く「宝の海」を取り返すことは切実な願いです。

これまで国は、500億円以上をかけて有明海再生事業を行ってきましたが、いまだに有明海再生のめどが立たないばかりか、有明海の環境は一層悪化しています。有明海再生のためには開門調査が有明海漁業者の最後の望みです。

諫早湾潮受け堤防開門判決が確定し10年が経過しました。福岡高裁は、諫早湾干拓事業と有明海の漁業被害の因果関係を認め、排水門の常時開門を命じました。国が確定判決に従わなかったこと、また、それに対して制裁金を課されたのは憲政史上初めての異常事態です。また、有明海と周辺地域を崩壊させ漁業者、地域住民の間に分断と混乱を招いた農林水産省の責任は重大です。そういうなか4月28日、福岡高裁の差戻審において和解協議の提案がされました。そのなかで「有明海は国の宝であり、後代まで享受すべき国民的資産」として、国に対し、その職責を負うものとしてこれまでの態度を改め主体的かつ積極的に関与するよう求めています。この和解協議を実現させ、有明海と沿岸地域の真の再生にむけた展望を開くため、沿岸県である熊本県としても積極的役割を果たされますよう以下の項目について要請します。

1. 有明海再生および、周辺地域の産業と住民生活の発展のために、福岡高裁による和解協議の提案に賛同の意志を表明していただくこと。

以上